

『地域講演会・「いのち」の尊厳を考える』のご案内

7月3日午後3時、最高裁大法廷は「旧優生保護法」を憲法違反とし国に賠償を命じました。全国から最高裁に集まった者たちに笑顔があふれていました。

しかし、強制不妊手術の違憲性は指摘されていたのに、なぜ1996年まで改正されなかったのでしょうか。そういえば、私たちは優生思想やその被害者のこともあまり知りません。

そこで、法人顧問弁護士で優生保護法東京被害弁護団長の関哉直人弁護士と優生政策に詳しい市野川容孝教授（東京大学大学院総合文化研究科）のお二人に講演をお願いしました。

私たちは、知的障害者の方々の支援を通じて、彼らも参加できる多様な社会の実現を目指しています。その中で、過去の政策がどのように現在の私たちの価値観や人権感覚に影響を与えているのかを考えることは、非常に重要であると感じています。歴史から学び、未来をより良いものにしていくために、共に考え、意見交換をする場として、ぜひ多くの方々にご参加いただければ幸いです。また、ネットでのご視聴も可能です。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

社会福祉法人田無の会 理事長 高澤 勝美

〒188-0013 西東京市向台町 3-1-11 Tel 042-461-7471

「いのち」の尊厳を考える-優生政策の過去と現在、そして明日



日時 9月15日(日曜日)13:30~16:30

会場 田無市総合福祉センター 視聴覚室(13:00開場)

内容

「強制不妊訴訟と最高裁判断」 関哉直人 弁護士（優生保護法東京被害弁護団長）

「優生思想を問い直す」 市野川容孝 教授(東京大学大学院総合文化研究科)

詳細は、ホームページでご確認ください。

申し込みは、法人 HP(<https://tanashinokai.or.jp>)又は、裏面申込書で FAX

「いのち」の尊厳を考える 講演会

●申し込み方法は、法人のホームページ（<https://tanashinokai.or.jp>）又は下のQRコードから「申し込みフォーム」で申し込みしてください。会場参加の場合のみ、FAXでの申し込みもできます。下の項目に記入して、この用紙をFAXしてください。



法人ホームページ



申し込み専用フォーム

●会場定員は80名となります。申し込みは、先着順となります。参加決定は、8月20日以降に随時メールかFAXにてお知らせします。ZOOM視聴の場合は、9月10日までに専用フォームから申し込んでください。

田無の会 (FAX 042-461-1660) 行き	
「いのち」の尊厳を考える 講演会(9月15日)に、 会場参加 で申し込みます。	
お名前	
FAX 番号	参加可否を返信します。必ずご記入ください。
所属など	
主な活動 生活エリア	当てはまるものに○をつけてください ()西東京市内 ()東京都内 ()東京都外